昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,392
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,252
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,129
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,019
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	932
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	846
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	762
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	675
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	590
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	507
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	445
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	385
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	324
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	261
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	222
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	199
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	182
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	173
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	162
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	154
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	147
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	140
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	136
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	132
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	128
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	125
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	122
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	118
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	114
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	111
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	107
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	105
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	103
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	101
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	99
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	98
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	97
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	98
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	97
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	97
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	97
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	98
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	98
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	99
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	98
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	98
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	98
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	99

○厚生労働省告示第三百四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第一項第二号（同法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは障害補償年金若しくは障害年金前払一時金の額又は障害補償年金若しくは障害年金前払一時金若しくは障害年金若しくは遺族年金前払一時金の額に乗ずべき率を次のとおり定める。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率（単位％）
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	221
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	199